

指摘事項

認知症対応型共同生活介護

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日鳥取市条例第45号）

「地域密着予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日鳥取市条例第46号）

「処遇改善通知」

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老発0621第1号令和4年6月21日）

☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書に記載すべき内容が不足している。（条例第129条で準用する第10条、予防条例第86条で準用する第11条）

認知症対応型共同生活介護において重要事項説明書に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①運営規程の概要
- ②介護従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況
（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

※定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください。

☆計画の作成

■認知症対応型共同生活介護計画（以下「計画」という）の作成にあたっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により利用者の多様な活動の確保に努めること。（地域密着条例第119条、地域密着予防条例88条）

その他の多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。

☆自己評価・外部評価

■自己評価・外部評価の結果について、掲示する他、利用者またはその家族に送付すること。（条例第118条、予防条例87条）

自己評価及び外部評価結果は、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示等により公表することも差し支えありません。

☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制強化加算について、算定根拠となる職員の割合について記録を残すこと。（大臣基準告示第59号ハ）

職員の突然の異動や退職により加算要件を満たさなくなり、過誤調整になったケースもあります。算定根拠となるものは必ず記録に残しましょう。